

わかりますか？ 身元調査で心まで

考えてみましょう 身元調査のこと、一人ひとりの人権のこと



自分は相手のことを知りたいだけ。
差別するつもりはないのですが…。



ただ知りたいだけというのであれば、何のために調査をするのでしょうか。調べようとする行為に差別意識が潜んでいるのです。調べた結果、偏見や差別意識から相手に優劣をつけてしまったり、排除してしまったりすることになるのではないのでしょうか。



親として、子どもの幸せを願って身元調査することがなぜいけないのですか？



結婚は本人同士の合意により成立します。(憲法第24条)
子どもを思う親の気持ちが、身元調査を正当化するものではありません。
幸せかどうかは子ども自身が決めることです。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県 総務部 人権局 人権・同和対策課
電話(0857) 26-7073、7074 ファクシミリ(0857) 26-8138
電子メール jinken@pref.tottori.lg.jp

平成29年9月改訂版

身元調査を しない させない 許さない!

差別意識や偏見に基づいて行われる
身元調査は人権侵害です。

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は、**重大な人権侵害**です。

聞き合わせによる身元調査のほか、近年では、戸籍謄本や住民票の写し等に不正に取得する事件も発覚しています。

差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図るため、身元調査を「しない、させない、許さない」というルールを築き、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。



身元調査 お断り!

◆プライバシーの侵害になります

私たちは、人のことを知りたいという気持ちと同時に、自分のことを人に知られたくないという気持ちも持っています。

本人の知らないところで、本人にわからないように調べることや、身元調査に協力することはプライバシーの侵害にあたります。

◆差別行為につながるものです

身元調査の多くは、同和地区出身者や在日外国人などが不当に差別的な扱いを受けるという人権侵害につながるものです。

本人の性格や能力とは関係なく、本人にはどうすることもできない「出生」や「家庭環境」などで結婚や就職の際などに差別をすることは許されません。



個人情報の不正取得と「本人通知制度」

◆住民票の写し等の不正取得が発覚

平成23年に東京の法務事務所の実質経営者らが、全国の市町村から戸籍の謄抄本や住民票の写し等を1万枚以上不正に取得し、犯罪などに利用されていた事件が発覚しました。

この事件では、鳥取県の自治体からも35件の住民票の写し等が取得されていました。

この不正取得の背景には、相手に気づかれぬように相手の身元を調べることを調査会社等に依頼する人がいることが考えられます。

◆あなたの個人情報を守る「本人通知制度」

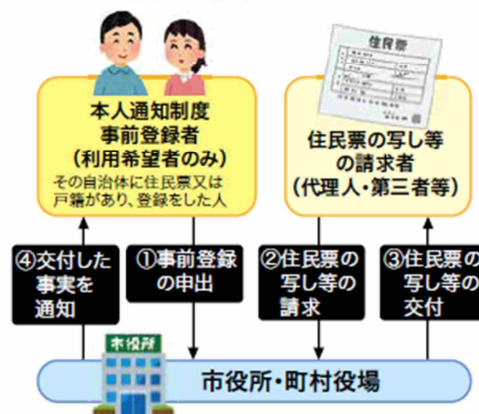
本人通知制度は、市町村が戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。

鳥取県内の市町村はすべてこの制度を導入していますが、この通知を受けるためには、県内では江府町及び智頭町を除き、原則として事前に市町村の窓口で登録しておく必要があります。

本人通知制度は、不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の早期究明ができます。また、不正が発覚する可能性が高まることから不正取得を抑止する効果が期待されます。

【参考】とっとり人権情報誌「ふらっと」第27号(平成29年7月発行)記事の抜粋

●本人通知制度の仕組み



「本人通知制度」市町村の取組	
事前登録不要	
● 智頭町	● 江府町
登録期間無期限	
● 鳥取市	● 倉吉市
● 岩美町	● 八頭町
● 湯梨浜町	● 琴浦町
● 北栄町	● 伯耆町

(注1) 南部町、琴浦町及び北栄町は、第三者から請求があったもののうち不正な目的で利用されたことが明らかになった場合は、事前登録していなくても本人に通知します。
 (注2) 米子市及び琴浦町は、本人の代理人(本人の委任状を持参した者)へ交付した場合、事前登録していなくても本人に通知します。